
令和5年7月13日 部長会議

開催日時 令和5年7月13日(木) 午前9時00分から午前9時20分まで

開催場所 庁議室

出席者 市長、山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 総合政策部理事(経営・DX戦略担当)

議事概要 下記のとおり

1. 市長訓示

- ・国税庁から2023年分の路線価が発表され、新型コロナウイルスの影響も弱まるとともに、経済活動の回復が顕著に見られることから、全国約32万地点の標準宅地が、2年連続の上昇となっており、標準宅地の対前年変動率は、全国平均で昨年を1ポイント上回る1.5%という上昇率となったものである。滋賀県内を見ると、去年まで4年連続で下落していた平均が、下げ止まって横ばいとなっている中、本市においては、JR草津駅東口広場が26年連続で県内最高となっており、去年よりも1万円高い32万円で、3年ぶりに上昇に転じている。路線価は、まちの勢いを示すものでもあり、これまでの先人の尽力の賜物であり、職員の皆さんの頑張りが実を結んだ結果であると思っているので、感謝申し上げる。
- ・7月15日から24日までの10日間、夏の交通安全県民運動が行われ、今年度は、「子どもを始めとする歩行者の安全の確保」、「自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」、「飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶」、「横断歩道利用者ファースト運動の推進」を、運動の重点に置き、交通安全運動が展開されるものである。職員の皆さんには日頃から交通安全の徹底に努めていただいているが、公私を問わず交通安全を徹底に努めていただきたい。
- ・市施設の節電、省エネルギーの推進およびワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、今年も夏季期間(7月1日から9月30日まで)と夏季集中休暇期間(8月14日・15日・16日)を設けているので、年次有給休暇および夏季特別休暇を計画的に取得いただき、健康の維持増進や、家庭生活の充実、そして地域行事への参加などに努め、十分にリフレッシュいただき、この夏を乗り切ってくださいようお願いしたい。

2. 審議事項

(1)草津市営住宅条例の一部改正について(公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援等)

【資料:審1-改正方針資料、審1-1~3】

【建設部理事(住宅担当)から資料に基づき説明】

- ・【審1-改正方針資料】国の子ども未来戦略方針において、「子育て世帯に対する住宅支援の強化」が打ち出され、草津市においても、子育てしやすい住環境づくりを進めるために、リノベーションを行った常盤団地等を活用しながら、子育て世帯が優先的に公営住宅に住居できるように「草津市営住宅条例」の改正内容の検討を行うものである。また、限りある公営住宅の適正な供給を行うため、条例上の「勤務地

要件」の改正内容の検討も併せて行うものである。

- ・【審1-1】公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援の背景については、国のこども未来戦略方針が決定され、少子化傾向を反転させる施策の1つとして、子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を働きかけることがうたわれたものである。
- ・本市の課題としては、公営住宅に入居する子育て世帯の割合が約10%となっている中で、住宅に困窮する低所得者に占める子育て世帯の割合が約20%となっており、実際に公営住宅に入居する子育て世帯の割合が低くなっていることである。また、子育て世帯については、養育に係る負担が大きいにも関わらず、入居資格となる収入基準は他の世帯と同等であり、住宅に困窮していても入居資格がないという、厳しい状況となっているので、条例改正により、公営住宅全体の整備戸数は変えずに、子育て世帯に入居の機会を拡大することで、本来入居させるべき住宅困窮者を救済しようとするものである。
- ・具体的な支援の内容としては、3点あり、1点目の子育て世帯の優先募集枠の設定については、妊娠から中学生以下の子どもと同居するまでの世帯を対象に、一般の公営住宅とは別に募集枠を設けるもので、当面は、長寿命化工事をしている常盤団地の空き住戸33戸の一部を活用し、今後は計画中の建替事業による住戸の一部を活用したいと考えている。
- ・2点目の収入基準(入居資格)の緩和については、現在の入居資格を満たす収入基準は原則15万8千円以下であり、就学前の子がいる世帯など、一定の基準を満たす世帯は21万4千円以下となっており、子育て世帯については、手当給付や医療費・保育料等の無償化を差し引いても月平均約10万円の費用が掛かっているという試算から、改正後は、基準を国の上限である収入分位の25万9千円に引き上げるとともに、就学前までというルールを妊娠から18歳までに拡大したいと考えている。
- ・3点目の抽選倍率の優遇については、入居募集時に申込数が募集戸数を超える場合は抽選を行うが、1人親や多子世帯は抽選回数を2回、3回とする優遇措置をとっており、改正後は、子育て世帯は1回を2回とし、1人親世帯は2回を3回に優遇したいと考えている。
- ・また、子育て世帯とは別の改正として、勤務地要件(入居資格)の改正を考えており、市営住宅の入居者は、市内在住または在勤者となっているが、最近、他市在住者からの問合せや申し込みが一定あり、市内在住の住宅困窮者への供給が難しくなっている。そのため、改正後は、他市在住で市内に通勤している方は、公共交通機関で片道1時間以上かかる人に制限したいと考えている。
- ・【審1-2】今後のスケジュールについては、議会説明や審議会、パブリックコメント等を経て、2月議会に議案の提出を考えている。

【主な質疑・意見】

- ・当面の間、子育て世帯向けの募集を行っていくということだが、公営住宅全体のうち、割合がどれぐらいという基準を設けるのか。一定の子育て世帯の入居が終わり、空き家入居の募集が後々出てきた際に、子育て世帯の枠をどうするのかという明確な基準はあるのか。
- ⇒現状として、住宅に困窮する低所得者に占める子育て世帯の割合が約20%となっているので、公営住宅の全体戸数453戸の20%程度に達するまでを目標としていきたいと考えている。常盤団地だけで一時に充足するのではなく、今後計画している建替事業により居住可能となる空き住戸を含め、継続的に提供していきたいと考えている。
- ・優先募集枠と一般募集枠があり、優先募集枠は子育て世帯のみがエントリーできるという認識で良いか。
- ⇒常盤団地で実施しようとしている子育て世帯の優先募集枠の設定については、妊娠から中学生以下の子どもが同居する世帯だけがエントリーできる。収入基準(入居資格)の緩和および抽選倍率の優遇に

については、全体で実施していく。

・優先募集枠の戸数は特定せず、今後空きが出た際の募集を優先募集枠とするか一般募集枠とするかについては、その都度考えるということか。

⇒最終的な目標としては、公営住宅に入居する子育て世帯の割合が20%程度となることであるが、一度に供給するのではなく、段階的に供給していきたいと考えている。今後、西一や木川の建替事業も予定しているので、そちらも活用しながら、子育て世帯向けの入居の確保をあわせて考えていきたい。

・【審1－参考】公営住宅の改正(案)の対象については、公営住宅全体だと思うが、今回条例の一部改正ということで、公営住宅全体が対象となる条例のうち、どの部分を一部改正して、この優先募集枠の要件を常盤団地だけに適用させようとしているのか。

⇒常盤団地ということについては、条例には直接規定はしないが、規定の改正内容については、条例第9条第4項に「優先的に選考して入居させることができる。」という規定があるので、そこに子育て世帯も対象にするというように改正していきたい。

・条例改正には、特に常盤団地に関する規定について改正しないということなので、今回改正を検討している3点のうち、子育て世帯への支援以外の部分が条例の規定の改正に関わってくるということか。

⇒1点目の子育て世帯の優先募集枠を常盤団地に設定することについては、条例第9条第4項に子育て世帯という文言を追記したいと考えている。3点目の抽選倍率の優遇についても、同じく条例第9条第4項に規定があるので、子育て世帯という文言を追記することで改正できると考えている。2点目の収入基準(入居資格)の緩和については、条例第6条第3号エに「就学前の場合、21万4千円」という規定があるので、ここを改正したいと考えている。また、市外在住の方については、条例第6条第2号に「市内に住所または勤務場所を有する者であること。」という規定があるので、ここに「規則に定めるものに限る。」といった規定を追記していきたいと考えている。

・当初、キックオフの際には、内容についての説明だと思うが、今後、議会に説明する際には、条例の改正の部分と規則の改正の部分が混在していると思われるので、その点について、説明をお願いしたい。

・今回の諮問について、通常であれば子育てに関する改正内容について、審議会に対し、白紙で諮問して、案を出してもらおうと思うが、今回は最初から案を出して諮問するということか。

⇒案を提示して、意見をいただくことを考えている。

・提示した案以外に意見が出てきた場合、案に反映されるのか。

⇒いただいた意見については、案に反映していきたいと考えている。

【結論】

審議了とする。

3. 重要報告事項

(1) 市制施行70周年記念式典の開催日等について

【資料:報1－1】

【総合政策部長から資料に基づき説明】

・【報1－1】市制施行70周年記念式典の開催日が決定したので、報告する。日時は令和6年10月12日午前中であり、詳細はこれからのため未定であるが、場所はクリアホールに決定した。各所属また関係団体の主催事業と日程が重複しないよう、周知いただき、御配慮願いたい。議会については、この本部会議が終了後、説明を行っていく。

(2)わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市実行委員会第1回常任委員会および第2回総会の議題について

【資料:報2-1~4】

【教育部長から資料に基づき説明】

- ・7月24日にエストピアホテルにて国スポ・障スポ草津市実行委員会の常任委員会を午後2時から、総会を午後3時から開催させていただくので、出席いただくようお願いしたい。
- ・本日は当日の議題について、事前に報告をさせていただく。
- ・【報2-2】午後2時からの常任委員会においては、委員の変更について、国スポ競技会会期の決定について、競技別リハーサル大会の概要についての3点について、報告をさせていただく予定である。また、関係する所属の課長級にも参画いただき、各専門委員会でこれまでに了承いただいた24の基本計画(案)について御審議いただく予定である。国スポ競技会会期、競技別リハーサル大会の概要、基本計画(案)等の一覧については、【報2-3、4】にまとめているので、参考に御覧いただきたい。
- ・午後3時からの総会においては、先程の常任委員会での報告事項と審議事項について、報告をさせていただく予定である。また、今年度総会前の経費に係る専決処分についての承認と令和4年度の事業報告(案)、決算(案)、令和5年度の事業計画(案)と予算(案)について、御審議いただく予定である。なお、各議題の会議資料については、当日会場において用意させていただくが、念のため、データを庁内回答用の国スポ・障スポ推進室内の常任委員会総会資料のフォルダに掲載させていただく。
- ・報告としては以上であるが、国スポ・障スポの具体的な実施体制等については、今後、新たに本部会議を設置し、その中で審議をいただく方向で現在検討しているので、引き続き御協力をお願いしたい。

4. その他

【総務部長兼法令遵守監より】

- ・当選議員の研修会および議員初会合ということで、9月10日の市議会議員の一般選挙において当選いただいた議員を対象に当選議員の研修会を9月22日と9月25日に開催される。事前に事務局で一定調整はしていただいていると思うが、各部長級で対応をお願いしたい。
- ・また、全議員を対象とした議員初会合が10月2日の午前9時30分から全員協議会室にて開催される。対象が理事者と部長級の職員であり、当日はスーツの上着およびネクタイで市章の着用をお願いしたいと議長から案内が来ているので、御承知おきいただきたい。もう少し詳しい資料を別途、総務課からメールをさせていただくので、よろしくをお願いしたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp